

埼玉県社会的養育推進計画

第1回検討委員会 資料

平成31年2月7日(木) 9:00～12:00

埼玉県 福祉部 こども安全課

1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【国の方針】

—新しい社会的養育ビジョン（平成29年8月）—

- 【経緯】 ◆平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。
- ◆改正法の理念を具体化するため有識者の検討会でとりまとめたもの。

【要旨】 ◆以下について最大限のスピードをもって実現する。工程において子どもに不利益がないよう配慮する。

- ①市区町村を中心とした支援体制の構築
- ②児童相談所の機能強化と一時保護改革
- ③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則の徹底、施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
- ④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底
- ⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底 など

—都道府県社会的養育推進計画の策定について（策定要領、平成30年7月6日、厚労省通知）—

- ◆ 「子どもの権利保障」「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて策定する。
- ◆ 計画指標により、毎年、計画の進捗を把握し評価を行う。
- ◆ 都道府県推進計画の記載事項は次のとおり。
 - ①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - ②当事者である子どもの権利擁護の取組
 - ③市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
 - ④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
 - ⑤里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
 - ⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ⑧一時保護改革に向けた取組
 - ⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - ⑩児童相談所の強化等に向けた取組
- ◆ 県内の社会資源及び子ども家庭の状況を把握し、県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載する。
- ◆ 計画策定は幅広い関係者が参画し、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の意見を求める。
⇒措置児童等へのアンケート調査を実施する。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組について

【国の方針】

- ◆措置児童や一時保護児童の権利擁護の観点から
 - ・当事者である子どもからの意見聴取(酌み取り)の方策
 - ・子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進める。
- ◆計画策定に当たっての留意点
 - ・施策利用に際しての子どもへの十分な説明の徹底

【本県の現状】

- ◆児童相談所による措置児童等の面談を年1回以上実施
 - ⇒ 施策利用に際して児童への十分な説明、意見を反映
- ◆「子供の権利ノート」を措置児童等に配布し、子どもへの自らの権利の説明、返信用封筒による苦情・通報等意見表明の手段提供
- ◆児童福祉施設(3年に1回)、一時保護所の第三者評価受審による利用者児童の意見調査の結果を含めた客観的評価の実施
- ◆未成年後見人の選任に対する支援
- ◆県子どもの権利擁護委員会の運営

【取組の方向】

- ◆当事者である子どもの意見の反映のため、児童相談所による措置児童等の面談の方法を必要に応じて検討する。
- ◆「子供の権利ノート」の活用を進め、児童からの意見に対して速やかに対応する。
- ◆児童福祉施設、一時保護所の第三者評価の活用
- ◆未成年後見人の選任に対する支援の継続
- ◆県子どもの権利擁護委員会の運営
- ◆子ども・施設サポート委員会(埼玉県児童福祉施設協議会)の活用

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組について

【国の方針】

- ◆ 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組
 - ・ 子育て世代包括支援センター、市町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市町村の支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用に係る支援・取組
 - ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策
- ◆ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ・ 児童家庭支援センターの機能強化、設置

【本県の現状】

- ◆ 市町村の相談支援体制等
 - ・ 子育て世代包括支援センターの現状 87か所（53市町村）設置（全市町村設置に向け設置を促進中）
 - ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の現状
加須市、和光市、坂戸市が実施
課題：市町村の財政的負担、人材確保
 - ・ 市町村の支援メニューの現状
ショートステイ：25市、トワイライトステイ：8市
課題：利用施設が県北に多く、利用が伸びない。
 - ・ 母子生活支援施設の活用の現状
母子世帯の保護、生活支援等（DVによるもの5割強）
課題：児童虐待は児童相談所、DVの対応は市であり、調整の円滑化や市の財政的負担が課題。
 - ・ 児童虐待相談の中核となる職員向け研修や児童福祉司任用資格研修の実施、児童相談所OB職員の派遣
- ◆ 児童家庭支援センター
県内3カ所、主に地域の相談支援を実施
課題 設置母体となる施設の地域偏在があり、県南部等には少ない。

【取組の方向】

- ◆ 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組
 - ・ 子育て世代包括支援センターの普及 → 全ての市町村の設置に向け、引き続き支援する。
 - ・ 市町村子ども家庭総合支援拠点の普及 → 設置拡大に向け引き続き支援を行っていく。
 - ・ 市区町村の支援メニューの充実 → ショートステイ事業等が利用しやすいものとなるよう、多様な委託先の確保に努める。
 - ・ 母子生活支援施設の活用について → 児童虐待対応等への活用が図られるよう、市を支援する。
 - ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成 → 人材育成に資する研修の実施に努める。
- ◆ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組 → 広域的対応や、設置する機関の養成について支援に努める。⁴

4-① 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

【国の方針】

◆次のとおり「代替養育を必要とする子ども数の見込み」（需要数）を算定する。

①児童人口推計 × ②代替養育が必要となる割合 (③潜在的需要を含む) = 「需要数」

①国・県の将来人口推計値

②現状で代替養育が必要な児童の割合
措置・委託児童数／児童人口(%)

③潜在的需要の算出に用いるデータ例
新規措置等児童数、児相養護相談件数、
一時保護児童数等
(推移、伸び率等を考慮する)

【本県の現状】

◆ 国が示した方法により以下のとおり推計 (暫定的な推計)

★措置等児童数は各年度3月31日時点	実 績						推 計			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H41
①児童人口推計	1,175,298 人	1,164,563 人	1,157,661 人	1,149,303 人	1,142,134 人	1,134,141 人	1,124,917 人	1,114,386 人	1,103,895 人	1,013,788 人
措置等児童数 (＝潜在的需要を除く需要数)	1,883 人	1,898 人	1,896 人	1,902 人	1,942 人	1,908 人	※過去10年間の割合の推移から推計			
②措置等児童数／児童人口(%)	0.160%	0.163%	0.164%	0.165%	0.170%	0.168%	0.170%	0.171%	0.173%	0.189%
							※上記の推計値(%)から措置等児童数を推計			
							1,911 人	1,911 人	1,911 人	1,913 人

<参考> ③潜在的需要の算出に関連するデータ

年度(過去の実績値)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H41
各年度3月1日時点の措置等児童数	2,044 人	2,062 人	2,044 人	2,028 人	2,086 人	2,079 人	2,088 人	2,095 人	2,102 人	2,165 人
一時保護施設児童数 (県・市・民間の計、各年度3月1日時点)	107 人	126 人	118 人	130 人	129 人	139 人	143 人	147 人	151 人	192 人
養護相談件数 (前年度比増加件数)	7,357 件 (159 件)	8,227 件 (870 件)	9,758 件 (1,531 件)	11,579 件 (1,821 件)	15,214 件 (3,635 件)	17,010 件 (1,796 件)	18,726 件 (1,716 件)	20,442 件 (1,716 件)	22,158 件 (1,716 件)	23,874 件 (1,716 件)

4-② 里親等委託が必要な子ども数について

【国の方針】

◆里親等委託が必要な子ども数を見込む

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）× 里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※里親等委託が必要な子どもの割合の算出方法

- a. 代替養育が必要な子ども数のうち、現に里親等委託されている子どもの割合
- b. 現に一時保護中の子どものうち里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所中の子どものうち乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上などを機械的に算出した子どもの合計数の割合
- d. 在宅の子どもで代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち里親等委託が必要な子どもの割合

※c. については、家庭等における養育が適当でない子どもを考慮した上で算出した子どもの割合

【取組の方向】

◆里親等委託が必要な子どもの割合を算出し、里親等委託が必要な人数を算出する。

家庭等における養育が適当でない判断する理由の例

- (1) 情緒行動上の課題等が大きく、施設でのケアが望ましい。
- (2) 保護者が里親委託に明確に反対し、理解が得られない。
- (3) 里親への不当要求など保護者への対応が困難
- (4) 子供が里親委託に明確に反対の意向を示している。
- (5) 里親委託が不調になり、施設でのケアが望ましい。
- (6) きょうだい分離を防止できない、緊急を要している場合など「家庭における養育環境と同等の養育環境」が提供できない場合
- (7) その他

（※国の里親委託ガイドラインより）

5 里親等への委託の推進に向けた取組について

【国の方針】

◆里親委託率（国の目標）

- ・3歳未満：概ね5年以内に75%
- ・就学前：概ね7年以内に75%
- ・学童期以降：概ね10年以内に50%

◆里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・2024年度時点（6年後）及び2029年度時点（11年後）における里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計

◆フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）実施体制の構築に向けた計画を策定

【本県の現状】

◆里親等への委託児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
里親等委託児童数	130	142	158	171	213	242	264	274	276
里親等委託率	9.2%	10.1%	11.0%	11.7%	14.6%	16.6%	17.8%	18.0%	18.4%

◆県5か年計画目標値

- ・里親等委託率：H33年度末 23%
- ・課題 里親委託への実親の同意取得が困難、乳幼児の委託を希望する里親が多く、学齢児の委託が進まない。

◆フォスタリング業務の実施体制構築について

- ・現状 NPO法人によるフォスタリング業務を1児童相談所管内で実施（越谷児相）
- ・課題 フォスタリング業務を担うことが可能な民間機関の養成、国の財政支援

【取組の方向】

◆里親等への委託推進について

- ・年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）里親等委託率の目標設定（2024年度、2029年度）
- ・フォスタリング業務の民間委託の拡大 ⇒2029年度までに全児童相談所で実施
- ・フォスタリング業務を担える民間機関の育成
- ・里親等委託調整員・里親支援専門相談員の配置、里親制度の普及啓発の促進
- ・里親会と連携し、里親の研修や委託後の訪問支援など里親支援を総合的に推進
- ・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業制度）の周知を図り、開設・拡充を促進

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組について

【国の方針】

- ◆特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ◆概ね5年以内に1,000人以上／年（都道府県ごとの目標値はなし）

【本県の現状】

- ◆さいたま家庭裁判所管内の特別養子縁組成立数の推移
（ ）は児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	5年平均
件数	18(10)	31(14)	42(12)	27(10)	41(19)	32(13)

県全体の成立数の
約4割が見相関与

- ◆養子縁組里親登録数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29
世帯数	253	298	318	351	387

- ◆妊産婦支援による養子縁組推進事業の実施
 - ・現状：平成30年度から産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の相談窓口を開設
児童相談所と連携し、特別養子縁組等の調整を実施

【取組の方向】

- ◆児童相談所における養子縁組の積極的な推進
- ◆民間あっせん機関に対する支援及び連携強化
- ◆特別養子縁組制度の普及啓発を推進

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について

【国の方針】

- ◆施設で養育が必要な子ども数の見込み = 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」（需要数） - 里親等委託必要数
- ◆県は乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の計画を策定する
(計画策定に当たっての留意点)
 - ・施設養育の必要数の算定に当たっては十分な受皿を確保する。
 - ・就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等への委託を原則とする。また、家庭復帰等に取り組む。
 - ・各施設は地域分散化及び多機能化・機能転換の具体的計画（人材育成を含む）を策定し、概ね10年程度で進める。
 - ・地域分散化の例外として専門的ケア対応は専門職の即時の対応、4人×4単位程度の小規模化を進める。
 - ・児童心理治療施設、児童自立支援施設は専門的ケアに対応。母子生活支援施設は多機能化等を進めニーズに応じて利用する。

【本県の現状】

	実績 (人)							現行計画 (人)				H26.3.31 ⇒H31.1.1	H31.1.1 ⇒H41計画
	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.1	H30.3.31	H31.1.1	H30	H31	H32	H41		
児童養護施設(定員)	1,570	1,524	1,457	1,446	1,400	1,400	1,400	1,376	1,353	1,297	1,219	▲ 170	▲ 181
小規模グループケア	288	328	374	347	392	392	427	490	501	495	853	139	426
地域小規模	120	120	126	126	126	126	132	126	132	132	150	12	18
乳児院(定員)	194	194	194	214	214	214	214	209	209	199	189	20	▲ 25
小規模グループケア	0	0	0	4	12	12	12	42	42	42	142	12	130
地域小規模	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童養護+乳児院(定員)	1,764	1,718	1,651	1,660	1,614	1,614	1,614	1,585	1,562	1,496	1,408	▲ 150	▲ 206
措置児童数(実績)	1,481	1,438	1,425	1,453	1,502	1,409	1,447	-	-	-	-	▲ 34	
定員に対する入所率	84.0%	83.7%	86.3%	87.5%	93.1%	87.3%	89.7%	-	-	-	-		

- ◆児童心理治療施設（嵐山学園）定員50人 (H30.3.1) 入所児童45人、入所率90.0%、新規入所児童の平均一時保護日数 156日
- ◆児童自立支援施設（埼玉学園）定員(暫定)75人 (H30.3.1) 入所児童66人、入所率88.0%、新規入所児童の平均一時保護日数 168日

【取組の方向】

- ◆要保護児童の受皿の確保に留意し、施設養育の必要量を算定する。
- ◆これまでの小規模ユニットケア化の取組を踏まえて、さらなる小規模化かつ地域分散化の推進を支援する。
- ◆ケアニーズの高い児童の割合の増加を踏まえ、児童養護施設の専門的ケアへの対応など高機能化を進める。
- ◆一時保護専用棟の整備やショートステイ、里親・家庭支援機能の整備などの多機能化・機能転換を進める。
- ◆児童心理治療施設の機能強化を進め、将来の新規整備を検討する。
- ◆各施設の整備状況や実情を踏まえ、実現可能性に留意して計画を推進する。

8 一時保護改革に向けた取組について

【国の方針】

- ◆ 「一時保護ガイドライン」を踏まえ、一時保護改革に向けた計画を策定すること

(留意点)

- ・ 既存の一時保護所の見直しなど
必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・児童福祉施設等における確保数など
- ・ 一時保護の環境及び体制の整備
環境の整備、研修などによる職員の専門性の向上など
- ・ 代替養育としての性格
一時保護の場は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは「できる限り良好な家庭的環境」で個別性を尊重。
- ・ 子どもの最善の利益の保護
一人一人の児童の状況に応じて、適切な一時保護を実施。

【本県の現状】

- ◆ 一時保護の状況
 - ・ 一時保護所の定員 30名×4か所＝120人
 - ・ 一時保護所の入所率 88.4% (H29)
 - ・ 一時保護人数 1,647人 (H29)
 - 一時保護所の保護人数 937人 (H29)
 - 一時保護委託の人数 710人 (H29)

一時保護所	H25	H26	H27	H28	H29
保護人数	770	755	751	992	937
入所率	84.4	80.4	83.3	92.3	88.4

- ・ 平均一時保護日数 41.9日 (H29)
- ・ 職員体制77人 (児童1.6人：職員1人)
- ・ 研修受講状況
 - 保護担当新任職員研修 28人
 - 性的虐待対応ガイドライン実務研修 6人
- ・ ユニット居室ではなく、個室も少ない。
- ・ 一時保護所の第三者評価 (H30年度から実施)

【取組の方向】

- ◆ 一時保護所の必要定員数については、児童人口の推計、一時保護児童の推移、児童虐待通告件数の推移などから推計し、一時保護所を増設することも含め、受皿の確保に努める。
- ◆ 研修などによる職員の専門性の向上に引き続き努める。また、一時保護所の第三者評価 (H30年度から実施) を引き続き実施し、一時保護所の運営改善に努める。
- ◆ 一時保護所の新設に当たっては、個室化、ユニット化するとともに、既存の一時保護所の環境整備に努める。
- ◆ 安全が確保できる児童については、優先的に里親や施設への一時保護委託を推進する。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組について

【国の方針】

- ◆法改正・国事業の支援の仕組みを踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施計画を策定する。
- ◆自立援助ホーム等、自立支援策の実施計画を策定する。

【本県の現状】

- ◆社会的養護自立支援事業等の計画的な推進
 - ・平成29年度の国制度創設と同時に開始
(H29予算46,116千円、H30予算43,807千円)
- ◆自立援助ホームの実施
 - ・自立援助ホーム
H30 8か所・定員55名（市：2か所・14名）
- ◆自立支援策の計画的な推進
 - ・県独自で以下の取組を実施
 - ・就労支援事業（H26～）
 - ・希望の家事業（H27～）
 - ・退所者支援センター事業（H29～）

【取組の方向】

- ◆社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の継続実施
- ◆自立援助ホームの機能強化、新規開設の促進
- ◆退所者支援事業の連携、効率的・効果的な継続実施による、児童養護施設退所者の大学・専門学校等進学率の向上など
H29：26.8% ⇒ H33目標：27%

10 児童相談所の強化等に向けた取組について

【国の方針】

- ◆ 中核市の児童相談所設置に向けた取組
 - ・平成28年の児童福祉法改正の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す。
- ◆ 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組
 - ・児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

【本県の現状】

- ◆ 中核市
児童相談所設置の意向を確認したところ、財政面や人材確保の面から設置は困難とのこと。
- ◆ 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

職員の配置状況

	H26	H27	H28	H29	H30
児童福祉司(人)	139	139	144	150	162
児童心理司(人)	40	41	41	41	48

- ・人材確保：主に新卒者を対象とした「福祉職」「心理職」の採用試験を実施。平成29年度から「児童福祉司」選考採用を開始。
- ・人材育成：法定研修などを実施
 - ・法定研修(H29～)：児童福祉司任用後研修、SV研修
 - ・県独自研修：新規採用1～3年目研修、テーマ別研修（里親委託、性的虐待対応、家族再統合など）
 - ・非常勤弁護士を各児童相談所に1人配置
 - ・非常勤医師を児童相談所に計38人配置

【取組の方向】

- ◆ 中核市の意向や課題を踏まえながら設置に向けた支援を行っていく。
- ◆ 児童福祉司・児童心理司については、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日決定）（新プラン）を踏まえ、職員の配置に努める。
- ◆ 引き続き採用試験を実施するとともに、採用試験の受験勧奨を行うことで人材を確保していく。引き続き、児童福祉司任用後研修、SV研修を行い、人材育成に努める。

【国の方針】

- ◆都道府県は策定要領を基に計画の全面的な見直しを進め、2019 年度末までに新たな計画を策定する。
- ◆国が今後示す児童虐待防止対策の強化の取組を踏まえた取組を進める。
- ◆計画期間は2029 年度を終期とし、2020 年度から2024 年度、2025 年度から2029 年度ごとの各期に区分して策定する。
計画の進捗状況を毎年度検証し、各期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証、必要な見直しを行う。
国では、毎年度の都道府県の進捗状況を把握、評価、公表し、必要な支援策を検討する。
- ◆障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携、整合性に留意する。
- ◆指定都市・児童相談所設置予定市との連携・調整による計画策定に留意する。

埼玉県社会的養育推進計画の記載事項・国の方針・本県の現状について(全体表)

計画への記載事項	国の方針(国の策定要領)	本県の現状	取組の方向
1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	◆平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定		
2 当事者である子どもの権利擁護の取組	◆当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組	◆児童相談所の措置児童等の面談 ◆「子供の権利ノート」 ◆施設の第三者評価等の活用 ◆未成年後見人の選任・支援 ◆県子どもの権利擁護委員会の運営	◆面談方法の検討 ◆子供の権利ノートの活用 ◆第三者評価の活用 ◆未成年後見人の選任・支援 ◆県子どもの権利擁護委員会の運営 ◆子ども・施設サポート委員会(埼児協)の活用
3 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組			
①市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組	◆子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市町村の支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用について、県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定 ◆子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する県の取組計画を策定	◆子育て世代包括支援センター ◆市町村子ども家庭総合支援拠点 ◆市町村の支援メニュー(ショートステイ・トワイライトステイ) ◆母子生活支援施設の活用 ◆児相職員研修、児童福祉司任用資格研修、児相OB職員派遣	◆子育て世代包括支援センターの全市町村設置に向けた支援 ◆市町村子ども家庭総合支援拠点の設置拡大 ◆市町村のショートステイ事業等の利用促進 ◆母子施設活用に向けた市の支援 ◆児相等、子ども家庭支援人材の育成
②児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組	◆児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画を策定	◆児童家庭支援センター(3か所)	◆児童家庭支援センターの支援
4 ①各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	◆代替養育を必要とする子ども数の見込み(需要数)を算定する。 ・需要数=児童人口推計×代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)	◆別添資料を参照 ・児童人口及び措置等児童数の推計、養護相談件数等を参考として潜在的需要を算定	◆潜在的需要を見込んだ需要数を算定
②里親等委託が必要な子ども数について	◆里親等委託が必要な子ども数を見込む。 ・里親等委託が必要な子ども数=代替養育を必要とする子ども数×里親等委託が必要な子どもの割合	◆里親等委託が必要な子どもの割合については今後、調査をし算定	◆里親等委託が必要な子どもの割合の算定に当たっては、家庭等における養育が適当でないと判断する子どもの割合を検討して算定

埼玉県社会的養育推進計画の記載事項・国の方針・本県の現状について(全体表)

計画への記載事項	国の方針(国の策定要領)	本県の現状	本県の考え方
5 里親等への委託の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆里親委託率(国の社会的養育ビジョンに記載された目標) ・3歳未満 : 概ね5年以内に75% ・就学前 : 概ね7年以内に75% ・学童期以降 : 概ね10年以内に50% ◆2024年度、2029年度の里親、ファミリーホーム委託子ども数の見込みを推計する。 ◆フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆里親等委託児童数・委託率の推移 ・別添資料を参照 ◆県5か年計画目標値 里親等委託率:H33年度末 23% ◆フォスタリング業務を県内1か所で相談所管内で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年齢区分別里親等委託率の目標設定 ◆フォスタリング業務の民間委託の拡大、民間機関の育成 ◆里親等委託調整員・里親支援専門相談員の配置、里親制度の普及啓発 ◆里親会との連携による里親支援 ◆ファミリーホーム開設の促進
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定する。 ◆概ね5年以内に1,000人以上/年(都道府県ごとの目標値はなし) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所関与の特別養子縁組成立件数 ・H25年度10件⇒H29年度19件 ◆養子縁組里親登録数の推移 ◆妊産婦支援による養子縁組の推進 ・産科医療機関と連携して相談窓口を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所における養子縁組の推進 ◆民間あっせん機関に対する支援等 ◆特別養子縁組制度の普及啓発
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設で養育が必要な子ども数＝代替養育を必要とする子ども数の見込み(需要数)－里親等委託必要数 ◆乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の計画の策定(留意点) ・十分な受け皿の確保 ・乳幼児期の里親等委託の原則 ・各施設の具体的計画の策定 ・例外的な専門的ケア対応ユニットの整備 ・児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の機能強化・多機能化等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆別添資料を参照 ・児童養護施設、乳児院の小規模グループケア、地域分散化を推進 ・児童心理治療施設、児童自立支援施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆受皿の確保に留意して必要量を算定 ◆従来の取組を踏まえた地域分散化等推進 ◆専門的ケアへの対応等高機能化の推進 ◆一時保護、里親支援等の多機能化等の推進 ◆児童心理治療施設の機能強化等 ◆施設の実情、実現可能性に留意して計画を推進

埼玉県社会的養育推進計画の記載事項・国の方針・本県の現状について(全体表)

計画への記載事項	国の方針(国の策定要領)	本県の現状	本県の考え方
8 一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆「一時保護ガイドライン」を踏まえて県の一時的保護改革に向けた計画を策定 ・既存の一時保護所の見直し ・一時保護の環境・体制整備 ・代替養育としての養育環境の確保 ・子どもの最善の利益の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護の状況 ・定員30名×4か所、入所率88.4% ・職員体制77人、研修受講状況:34人 ・ユニット居室でなく、個室が少ない ・一時保護所の第三者評価を30年度から実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要定員数を児童虐待通告件数の増加等を踏まえて推計し、受皿確保に努める ◆職員の専門性の向上、第三者評価の継続実施を通じて運営改善に努める ◆一時保護所の新設に当たっては、個室化、ユニット化とともに、既存の一時保護所の環境整備に努める ◆安全が確保できる児童は優先的に里親や施設への一時保護委託を推進
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆法改正・国事業の支援の仕組みを踏まえて、(未実施の都道府県にあっては)社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施計画を策定 ◆自立援助ホーム等、自立支援策の実施計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会的養護自立支援事業等の計画的な推進 ・平成29年度の国制度創設と同時に開始 ◆自立援助ホームの実施 ・平成29年度:県所管6か所・定員41名、さいたま市2か所・定員14名 ◆自立支援策の計画的な推進 ・県独自の取組を実施(希望の家事業等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の継続実施 ◆自立援助ホームの機能強化、開設促進 ◆退所者支援事業の連携、効率的、効果的な実施
10 児童相談所の強化等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆中核市の児童相談所設置 ・中核市の設置を促す ◆児童相談所の人材確保・育成 ・児童相談所の職員配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成の具体的計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中核市の意向によると財政面や人材確保の面から設置は困難 ◆児童相談所における人材確保について、主に新卒者を対象とした「福祉職」「心理職」の採用、「児童福祉司」選考採用を開始 ◆人材育成では法定研修などを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中核市の意向を踏まえて設置を支援 ◆国の児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえて児童福祉司、児童心理司の配置に努める ◆採用試験の実施、受験勧奨による人材確保、研修による人材育成に努める
<p>11 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本要領を基に現行計画を全面的に見直し、2019年度末まで策定する。 ◆里親、施設関係の計画の推進は2018年度から可能なものに順次取り組む。 ◆国の児童虐待防止強化策を踏まえて取組を進める。 ◆計画期間は2029年度を終期とし、5年ごとの期に区分して策定し、進捗状況の検証、必要な見直しを行う。また国は当該進捗状況の公表等を行う。 ◆障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携、整合性に留意する。 ◆指定都市・児童相談所設置予定市との連携・調整による計画策定に留意する。 			